

2007年 2月 2日

(社)日本経済調査協議会

「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」
水産業改革高木委員会 緊急提言 (エグゼクティブサマリー)

(緊急提言)

1. 海洋環境の保護と水産資源の有効利用のため、水産資源を無主物としての扱いではなく日本国民共有の財産と明確に位置づけよ。

2. 水産業の抜本的な構造改革を水産業への参入のオープン化と包括的かつ中長期的な戦略政策を明示し推進せよ。

(1)水産業への参入のオープン化を促進するため、次の方策を後押しするような水産業関連法制度の抜本の見直しが必要。

養殖業、定置漁業への参入障壁を撤廃。

水産業協同組合員の資格要件 (従業員数、漁船規模など)の見直し。沿岸漁業、養殖業への投資、技術移転を容易化。

(2)持続可能な水産資源の回復、漁獲努力量の調整、漁船の近代化と新船建造、雇用対策などを総合的に包括した中長期的な戦略政策を立て、目標、水準、期限、予算 (基金)規模を明確に国民に示す必要。具体的には次の方策の導入を提唱。

海域、資源 (魚種)ごとの漁獲量の設定、漁獲努力量の削減・再配置 (減船、休漁、漁船の近代化など)のビジョンの構築。

科学データを根拠とした資源管理と厳格な取締り・罰則の徹底。

譲渡可能個別漁獲割当 (ITQ)制度、地域漁獲割当制度の導入。

3. 水産業の戦略的な抜本改革のため水産予算の弾力的な組替えを断行せよ。

漁港建設などに偏重した公共事業予算を、構造改革に目途がつくまでの間、改革予算に徹底シフト。

以上

本件の照会は日本経済調査協議会・渡辺 (03-3442-9400)までお願い致します。

2007年 2月 2日

社団法人 日本経済調査協議会
水産業改革高木委員会
委員長 高木 勇樹
主 査 黒倉 壽

「魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革を急げ」

水産業改革高木委員会 (緊急提言)

(緊急提言の背景)

日本経済調査協議会では、「食料は命の源泉である」との基本認識のもと、水産業をとりまく現状の分析・検証を行い、世界に冠たる健康長寿の日本人にとって、日本の水産業に支えられる魚食は、日本の食文化の礎であり、そして国民食料の欠かすことのできない基盤である魚食が、水産業の衰退によって崩壊することは、わが国の食料の危機につながるとの認識に至った。

(水産業をとりまく現状)

日本の水産業は、戦後60年の中で高度経済成長期を経て、周辺海域の環境の悪化や水産資源の減少、価格の低迷などにより、漁業生産量、生産金額、自給率、主要な漁船数、漁業経営体数が50%と半減し、漁業者数は20%にまで落ち込んだ。そして、漁業を支える水産加工場数、家計消費量や金額なども減少傾向が続いており、基本的にはその経済規模が半分にまで縮小し、現在もその衰退が止まず、負のスパイラルに陥っているのが実態。

一方で、水産業の世界的動向をみると、漁業、養殖業による生産品への需要は伸び、中国、東南アジア、欧米諸国などは、近年発生したBSE、鳥インフルエンザなどもあって魚食へ移行し、所得向上、健康志向や食嗜好の変化と相まって、その傾向に拍車。

欧米諸国も、日本と同様に資源の減少や経営の悪化といった状態が続いたが、海の

憲法といわれる国連海洋法条約の採択(1982年)や、持続可能な開発と環境との調和のための国際的な行動計画を定めたアジェンダ21(1992年)、ヨハネスブルグ行動計画(2002年)などを契機として、科学的根拠に基づく資源管理の徹底、譲渡可能個別漁獲割当(ITQ)制度の導入、漁船の漁獲努力量の調整や近代化、包括的な予算措置など中長期的かつ戦略的な水産政策を実行し、そうした困難を乗り越え、水産業を強い産業に変えたばかりでなく、水産物の輸出国に。

そのため、当協議会では、農政改革(2006年5月高木委員会最終報告)に引き続き、魚食をまもる水産業の戦略的な抜本改革につなぐ大胆かつ実践的な提言・報告をすることが喫緊の課題と考え、水産業改革高木委員会を2006年10月に発足させ、水産業の再生・自立のための方策につき、調査研究を開始した。

時しも、水産業を含む海洋政策を一元化した海洋基本法案が今次通常国会に提出される予定であることは大変歓迎すべきことである。本委員会が目指す水産業の再生・自立は、この海洋基本法の狙いと軌を一にするものである。一方、EUは今年から新たな予算措置として欧州漁業基金を発足させ、米国は新たな漁業法を承認し、カナダも漁業法の抜本改正に着手するなど、欧米諸国では海洋環境と生態系の保全、持続可能な水産業の発展などを柱とする新しい水産政策をスタートさせている。

こうした情勢から、これまでの政府の取組みに評価すべき点はあるものの、本委員会では、一刻も早く、日本の水産業が危機状況を乗り越え、近年その重要性が増している養殖業を含め、真に水産業の再生・自立が現実となる戦略的な抜本改革がスピード感をもってなされるよう、水産業衰退の現実を直視し、国の重点改革分野であるグローバル化、生産性、労働市場なども視野に入れ、水産業の再生・自立なくして漁村地域の活性化もなく、魚食をまもることができないとの認識に立ち、次の緊急提言をするものである。

なお、本委員会では、本年夏頃を目途に、この緊急提言の内容に加え、生産から消費までの一貫したサプライチェーンの構築、国の自給力向上や安定した輸入の確保のための水産外交の推進などを調査研究し、最終報告を行う予定である。

(緊急提言)

1. 海洋環境の保護と水産資源の有効利用のため、水産資源を無主物としての扱いではなく日本国民共有の財産と明確に位置づける。

国連海洋法条約では、公海の資源を人類共有の財産とし、海洋の平和利用、資源の有効利用、環境の保全などが定められている。また、EUの共通漁業政策、米国やアイスランド、ノルウェーなどの諸外国における水産業関連法制度においても、水産資源を国又は国民の共有財産若しくは所有物とし、自国の水産資源の持続的利用、海洋環境の保護などを実施している。一方、日本では、自国の水産資源の所有主体が明確にされておらず、所有者がいないとされる物(無主物)として扱われている。

こうした国連海洋法条約や欧米諸国の水産業先進国の事例、そして、近年の日本における水産資源に対する国民意識の変化を踏まえ、日本が国際協調の中でリーダーシップを発揮し、限りある水産資源を持続的に利用していくためにも、200海里水域内の水産資源を国民全体の共有の財産、所有物と位置付ける。

このような基本的理念を導入することにより、漁業者は国民の財産、所有物たる水産資源を漁獲する権利と義務を有することとなり、海洋環境の保護と水産資源の有効利用のための明確な秩序と透明性のあるルール作り(水産業関連法制度の抜本的見直し)を可能にし、これまで漁業に取り組んできた者(漁業権漁業者など)と、新たな参入者とがウィン-ウィン(共生)の関係を構築しうる基礎となる。

2. 水産業の抜本的な構造改革を水産業への参入のオープン化と包括的かつ中長期的な戦略政策の明示などにより推進する。

(1)戦後60年の激変した社会的環境変化の中で、漁業者間の調整だけでは水産業の発展ひいては漁村の活性化が困難な状況となっている。そこで、ウィン-ウィン(共生)の関係を構築しうる水産業への新たな資本、技術、人、販売力の参入を促進する法体系に変更することが必要である。

水産業衰退と漁村地域の現状を直視し、漁業法や水産業協同組合法、資源有限の時代にそぐわなくなった漁船法などの水産業関連法制度の抜本的見直しを急ぎ、意欲と能力のある国民の誰もが、秩序ある形で、公平、公正に海洋環境と水産資源保護のための透明性のあるルール(法体系)のもとで水産業に取り組めるようにしなければならない。こうした抜本改正のためには、先進的事例に学ぶ必要があり、この際、欧米先

進国の専門家の意見を聞くなど、自らの手でグローバル化に対応できる検討体制の整備を急ぐ必要がある。

海洋環境と水産資源の保護のための透明性のある適切なルール(法体系)のもとで、水産業への新規参入を促進するため、具体的には、例えば次のような方策を導入する。

養殖業や定置漁業への参入障壁を基本的に撤廃する。

水産業協同組合員の資格要件とされる従業員数や漁船規模などを見直し、沿岸漁業や養殖業などへの投資や技術移転を容易にし、漁村地域の活性化を図る。

(2)持続可能な水産資源への回復、サンマなど豊富な水産資源の活用、漁獲努力量の調整、漁船の近代化と継続的な新船建造、雇用・離職対策の支援などを総合的に包括した中長期的な戦略政策を立て、目標、水準、期限、予算(基金)規模を明確にして国民に示す。

多くの資源が乱獲状態に陥り、規制が有効に機能しない中で、水産業の経営悪化が続いている。米国などの例に倣い、3~5年の計画年限を明確に定め、水産資源の回復と厳格な漁獲、マーケットに対応した生産、水産物の商品価値の向上などにより経営の建て直しを図り、水産業を魅力ある成長する産業とする戦略的な政策を導入すべきである。こうした水産業の再生・自立は、水産業の生産性の向上、ひいては国益にも資するものである。海洋環境と水産資源の保護のための透明性のあるルール(法体系)のもとで、具体的には、例えば次のような方策を導入する。

海域、資源(魚種)ごとの漁獲量の設定、漁獲努力量の削減・再配置(減船、休漁、漁船の近代化など)のビジョンの構築。

米国の地域漁業管理委員会による科学的管理に倣い、科学データを根拠とした資源管理と厳格な取締り・罰則の徹底。

独自の漁獲判断が可能となる譲渡可能個別漁獲割当(ITQ)制度や漁村地域の活性化のための地域漁獲割当制度の導入。

海洋環境の保護と生態系との調和の徹底。

水産業就業者の離職・転職、参入の社会経済的な支援。

漁業、養殖業、加工流通業、造船業などの研究開発力の先端化。

3.水産業の戦略的な抜本改革のため水産予算の弾力的な組み替えを断行する。

2007年度の水産予算政府案において、漁船漁業構造改革対策予算として50億円が確保されたことは評価されるものの、日本の水産業を衰退の現実から再生・自立させるためには、その金額とスピードではとても間に合わない。水産業のV字回復に成功したEUや米国などの欧米諸国は、資源の回復と適切な経営投資規模への調整、市場への的確な供給などのためのソフトやシステム面の構造改革に予算を重点化している。

スピードを要する水産業の構造改革のため、漁港建設など獲ることへの支援に偏重した公共事業予算を、限られた資源をより賢く持続的に利用することへの支援に切り替え、例えば、構造改革に目途がつくまで、当面は公共事業から改革予算に徹底シフトするなどの思い切った組み替えを断行すべきである。

(提言の確実な実行)

公平、公正なプロセスによって選出された外部専門家からなる専門の水産業改革プロジェクトチームを設置する。

提言の実施をモニターし、評価を行い、必要な勧告などを行う監視委員会(オーバーサイト・コミッティー)を設置する。

以 上

目次

衰退を続ける日本の水産業

資料 1 :日本周辺水域における水産資源の現況	P 1
資料 2 :TAC、ABC、漁獲量の推移	P 1
資料 3 :日本漁業の現況	P 2
資料 4 :下関漁港の漁業種類別取扱量の推移	P 3
資料 5 :沿岸、沖合・遠洋漁業別の漁業就業者数の推移	P 3
資料 6 :日本の全国将来推計人口指数	P 4
資料 7 :指定漁業の許認可隻数の推移	P 4
資料 8 :水産物陸上加工経営体数の推移	P 5
資料 9 :キチジ(キンキ)の漁業種類別漁獲量の推移	P 5
資料 10 :底引き網による海底通過の推定(東北太平洋岸での例)	P 6
資料 11 :操業1回当たりのキチジの体長別尾数、漁獲量、漁獲金額	P 6
資料 12 :キチジの体長と単価の関係	P 7
資料 13 :マサバ(太平洋系群)の年齢別漁獲尾数の推移	P 7
資料 14 :世界の1人あたり食用水産物年間消費量の推移	P 8

新規参入を阻む日本の水産業関連法制度

資料 15 :水産資源を共有の財産、所有物と定めている法律などの例	P 8、別添 1
資料 16 :定置網及び養殖業への新規参入における課題	P 9、別添 2
資料 17 :日本における漁業、漁村をめぐる国民意識の変化の事例	P 9

日本の硬直化した水産業予算と遅れた漁業管理

資料 18 :EUと日本の水産予算の比較	P 9
資料 19 :EU水産業構造改革予算の使用目的別配分	P 10
資料 20 :主要国の漁業生産性の比較	P 10
資料 21 :主要国における漁業管理制度の概要	P 11
資料 22 :譲渡可能個別漁獲割当(ITQ)制度の特徴	P 11
資料 23 :米国のスケトウダラ漁業の回復	P 12

参考

資料 24 :海洋基本法(仮称)案の概要	P 12
資料 25 :漁業法、水産業協同組合法、漁船法の抜粋	P 13

用語解説

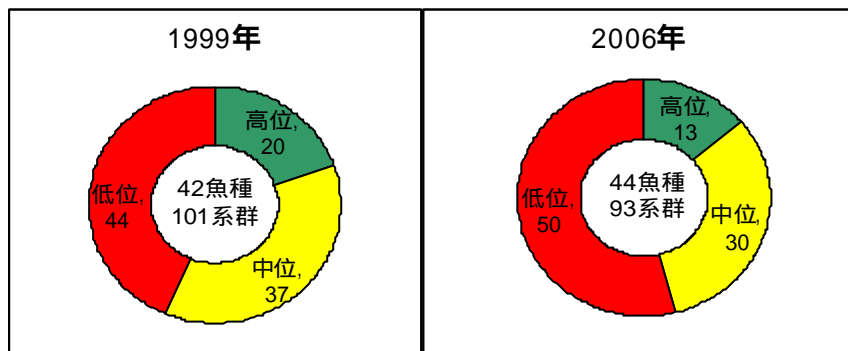
資料 26 :用語解説	P 14
-------------	------

衰退を続ける日本の水産業

資料1:日本周辺水域における水産資源の現況

日本周辺水域の漁業資源は悪化が進み、有用水産資源の半数以上が低位水準となっている。

日本周辺水域における水産資源の現況



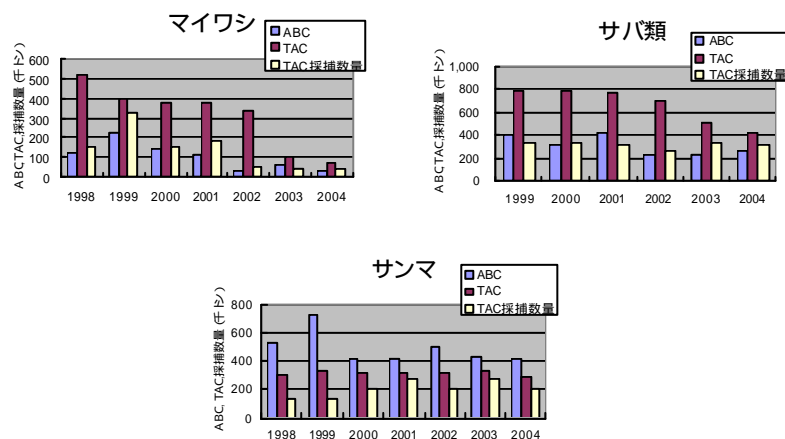
資源水準 過去20年以上にわたる資源量(漁獲量)の推移から
高位・中位・低位の3段階で区分した水準

データ:わが国周辺水域の漁業評価

資料2:TAC、ABC、漁獲量の推移

国が決めるTACが、科学者の評価するABCを大幅に超過(マイワシ、サバ類)または過少(サンマ)となるなど、科学データを根拠としたものになっていない。

TAC, ABC 漁獲量の推移



資料3:日本漁業の現況

日本の漁業のピークは、生産量が1282万トン(84年)、生産額が3兆円(82年)であったが、2005年は、572万トン、1.6兆円とそれぞれ半減した。

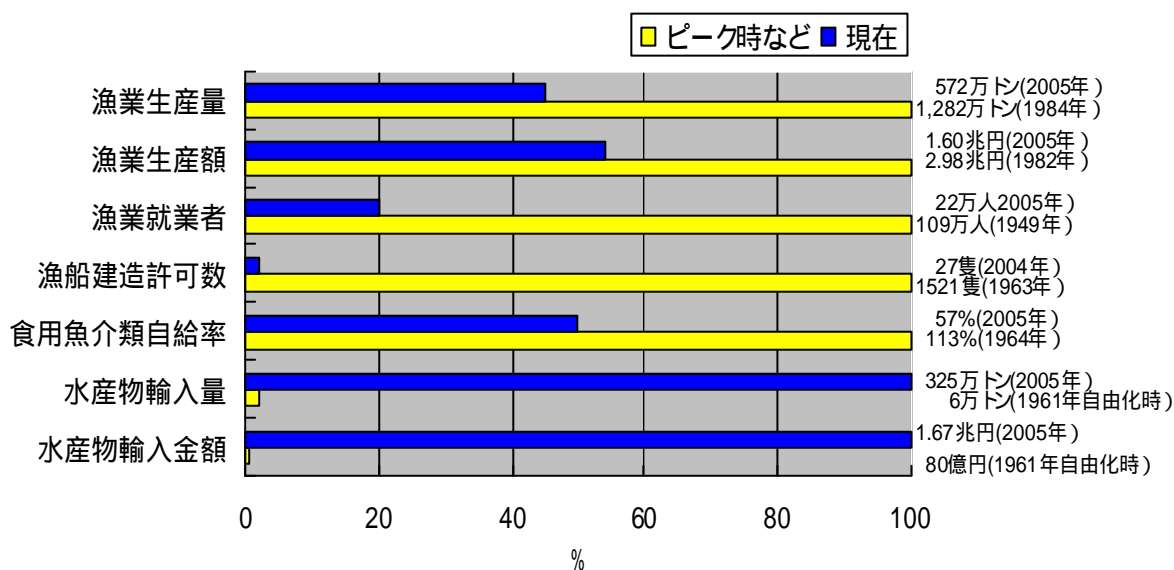
戦後60年で日本は80万人以上の漁業者を失い、60歳以上が半数と高齢化した。

漁船の新船建造隻数はピーク時の1521隻から、わずか2%の27隻にまで減少し漁船造船関係業界は崩壊に近い。

食用魚介類の自給率は、113%(64年)から57%と半減し、養殖の餌の約8割を外国から輸入するなど、国の自給力も落ち込んでしまった。

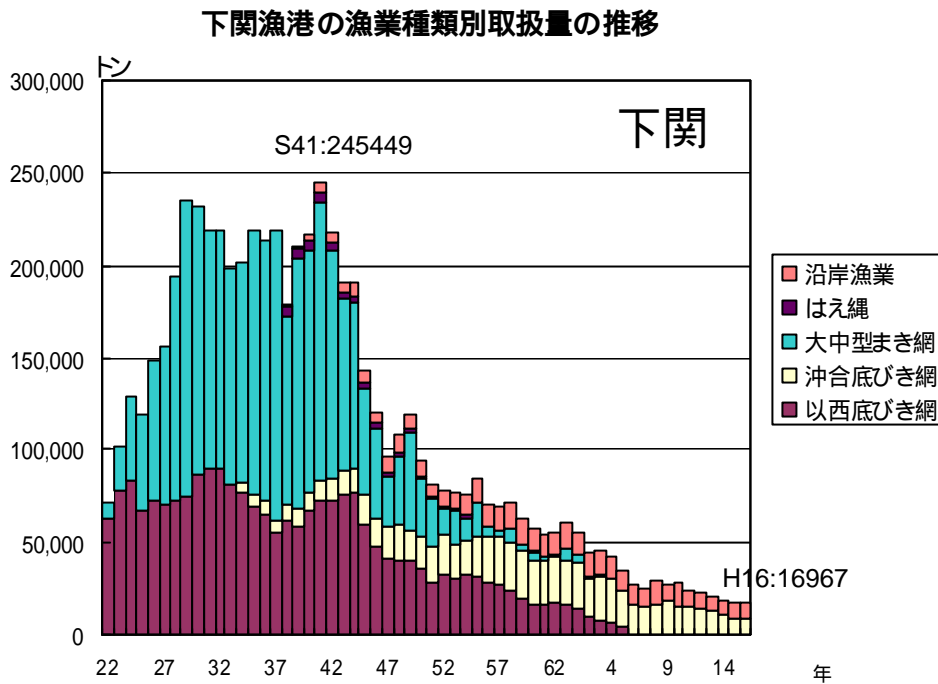
水産物輸入は、1961年に自由化され、輸入量6万トン、輸出額80億円から2005年には325万トン、1.67兆円と大幅に増大し、安い外国産が半分を占め、より安全・安心な国産水産物が衰退している。

日本漁業の現況



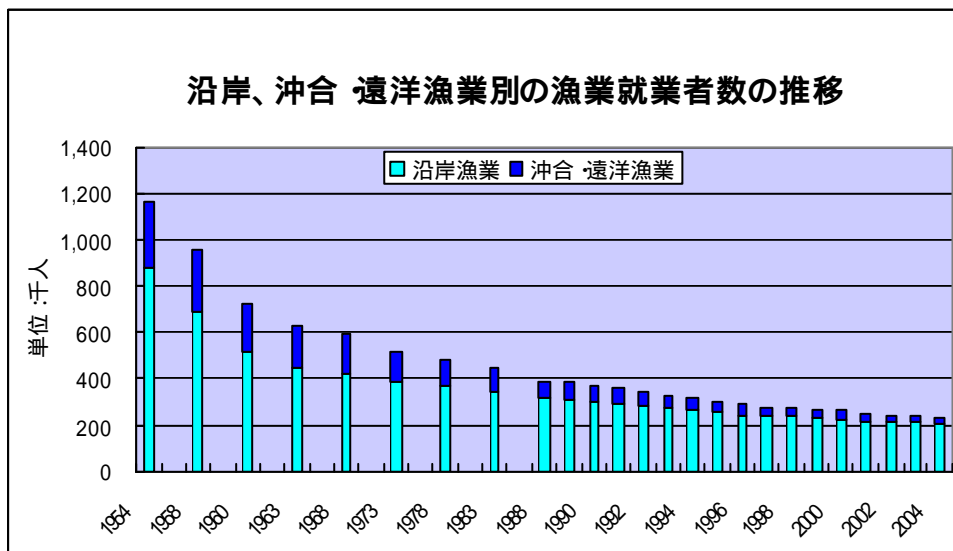
資料4:下関漁港の漁業種類別取扱量の推移

下関や塩釜、八戸、石巻など、地方の水産業も水揚げ量が10分の1以下になるなど疲弊している。



資料5:沿岸・沖合・遠洋漁業別の漁業就業者数の推移

戦後60年の中で、沿岸漁業者の80%が、沖合・遠洋漁業者の90%がいなくなった。



1954、1958年は延べ数

データ:水産白書、水産年鑑(水産社)

資料6:日本の全国将来推計人口指数

漁村、特に漁業を中心とする離島での人口減少が全国平均の数倍のスピードで進み、このままでは地方の水産業が崩壊してしまう。

日本の全国将来推計人口指数(2000年を指数100とした場合)

主要水揚産地

年次	全国	釧路市	八戸市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	銚子市	三浦市(三崎)	焼津市	浜田市	下関市	長崎市	枕崎市
2015	99.5	84.1	96.5	93.9	87.4	89.5	82.3	87.4	98.6	87.3	89.4	87.2	84.2
2030	92.6	64.6	86.0	82.1	70.4	72.2	62.5	72.3	87.3	70.7	74.3	70.9	66.1

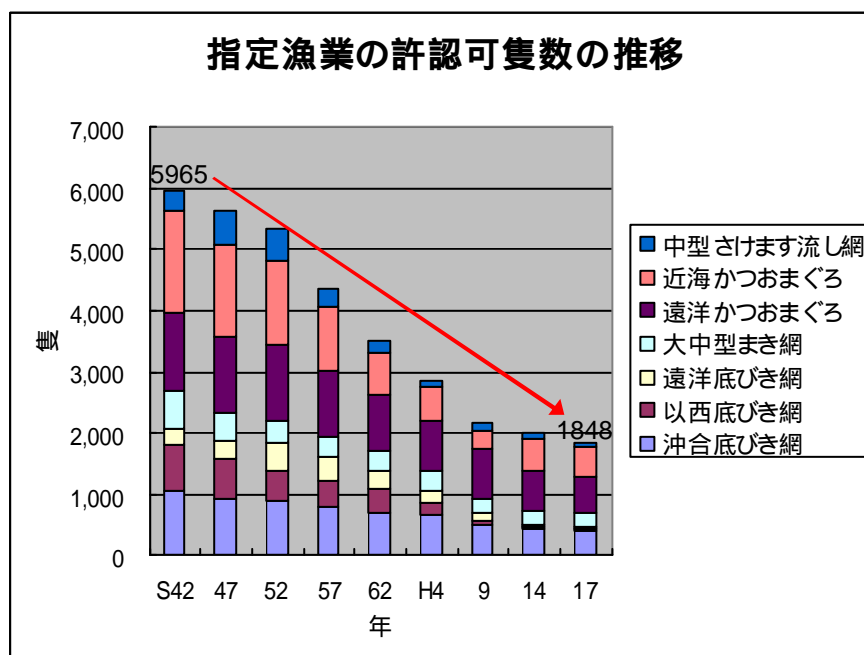
島しょ漁港地

年次	全国	興尻町	礼文町	利尻町	八丈町	両津市	福江市	奈良尾町	厳原町	名瀬市	屋久町	与那国町	小値賀町
2015	99.5	70.3	61.9	67.6	91.9	80.7	86.7	68.8	82.9	92.0	100.9	87.8	64.5
2030	92.6	45.2	35.4	40.9	77.8	63.0	70.6	43.5	63.9	80.2	96.7	74.7	38.7

資料 国立社会保障・人口問題研究所
(市区町村別の将来推計)

資料7:指定漁業の許認可隻数の推移

沖合・遠洋の海で操業する漁船(指定漁業許認可隻数)は30%にまで減ってしまい、生産力が大きく衰えた。

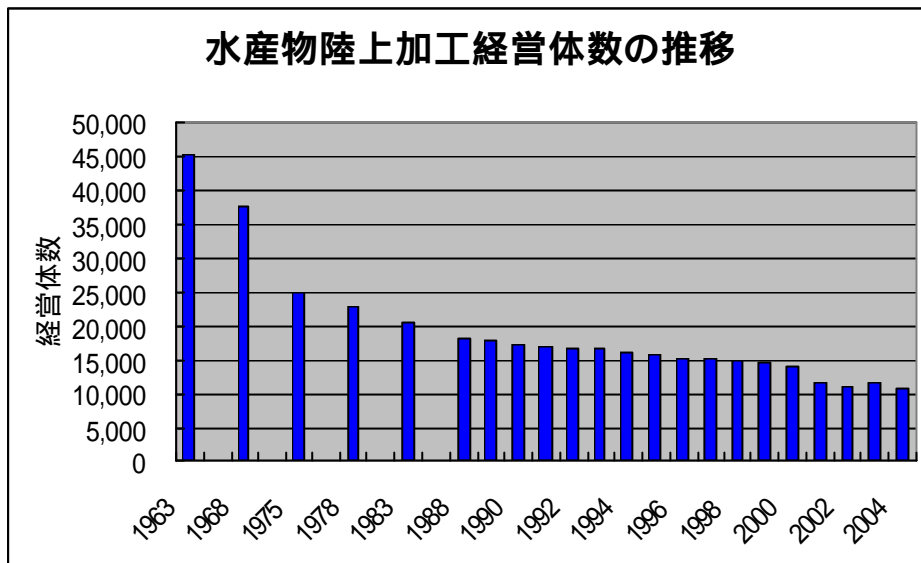


40年間で約70%の漁船がなくなった

50トン以上の動力漁船の8割近くが3種 特定3種漁港を利用 資料:水産庁

資料 8 :水産物陸上加工経営体数の推移

水産加工場数も4分の 1となり、今も減り続け、陸上部門の活性化対策も必要である。



データ 水産物流通統計年報、第 11次漁業センサス

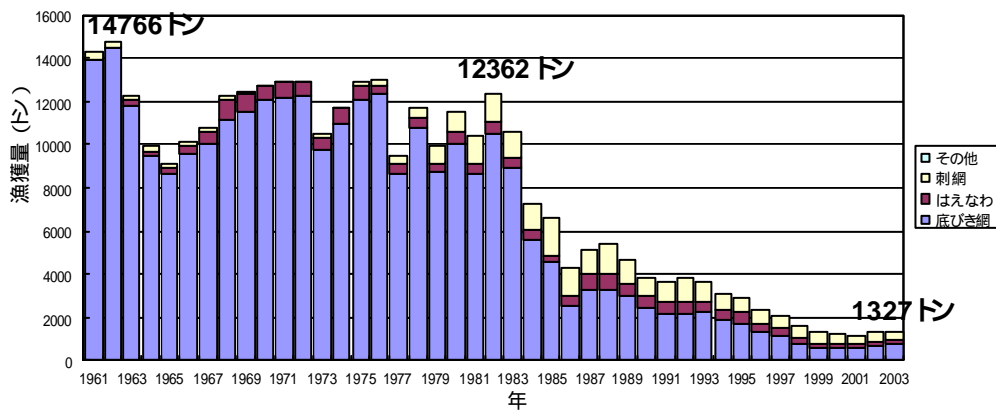
資料 9 :キチジ (キンキ)の漁業種別漁獲量の推移

沖合底引き網漁業の代表的な魚のキチジ (キンキ)の漁獲量は近年 25年で約 10分の 1までに激減し資源悪化した。

キチジ (キンキ)の漁業種別漁獲量



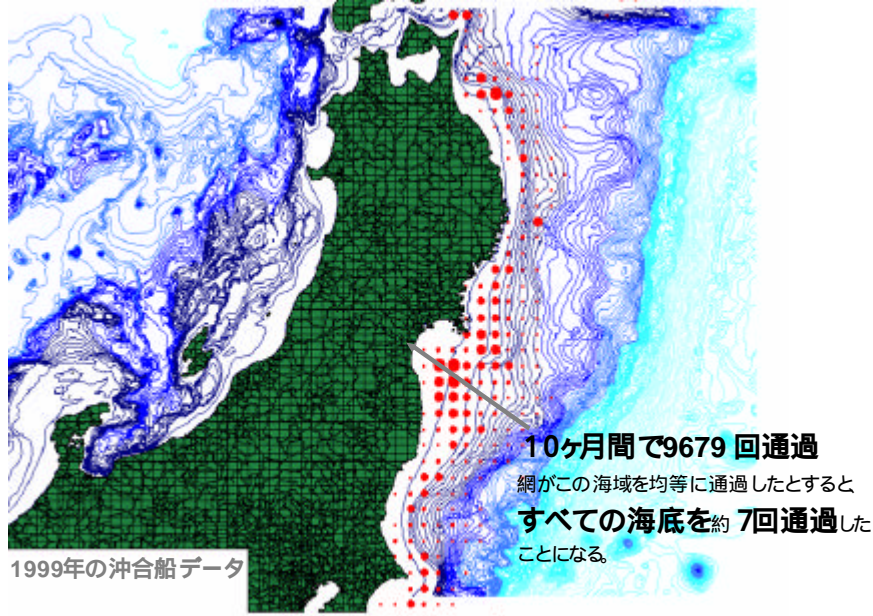
水産総合研究センター
東北区水産研究所八戸支所資料から



資料 10 :底引き網による海底通過の推定 (東北太平洋岸での例)

沖合底引き網漁船は平均すると同じ漁場を年に7回引いている。漁場環境が劣化し、魚が大きくなる時間がない。

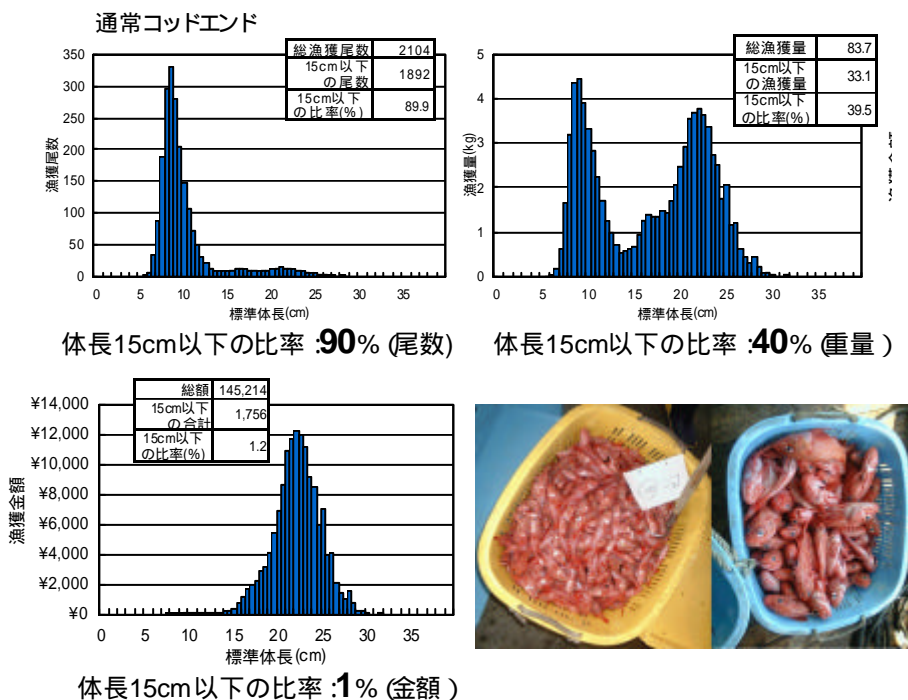
底びき網による海底通過の推定 (東北太平洋岸の例)



資料 11 :操業 1回当たりのキチジの体長別尾数、漁獲量、漁獲金額

底引き網で漁獲される90%が小型のキチジ個体であり、漁獲金額では1%にすぎないという不適切な漁業が行われている。

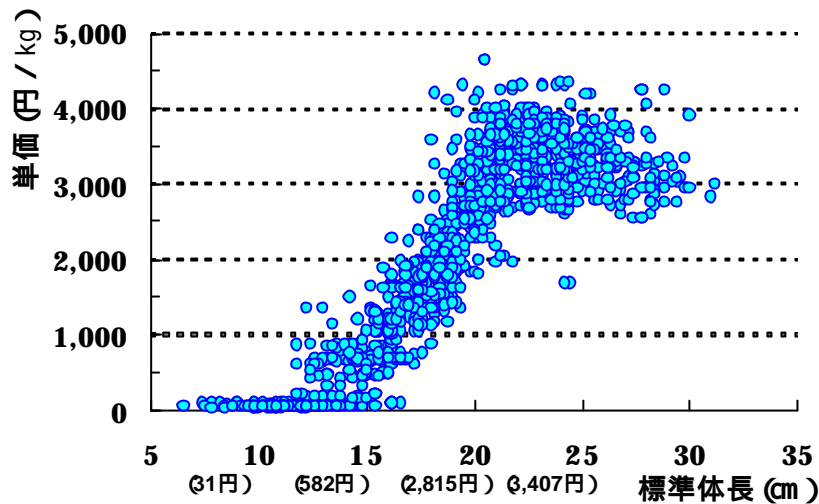
操業1回あたりのキチジ体長別尾数 (上左) 漁獲量(上右)及び漁獲金額 (下)



資料 12 :キチジの体長と単価の関係

小型のキチジは1000円以下の価格だが、中型・大型の魚を獲れば数千円の値段になる。

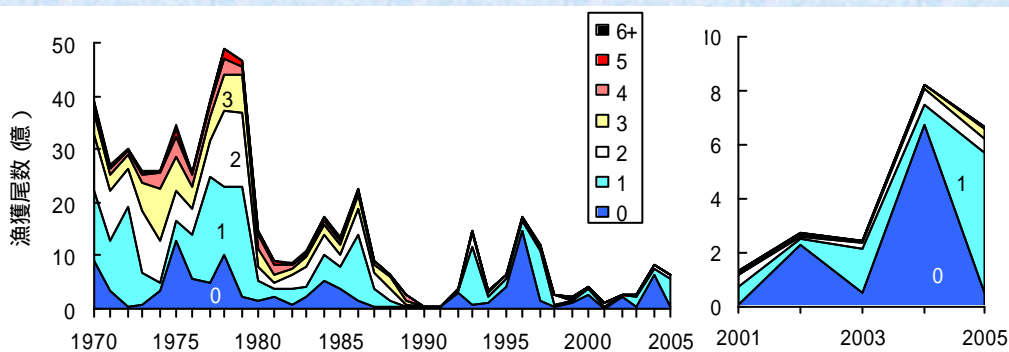
キチジの体長と単価の関係



資料 13 :マサバ (太平洋系群) の年齢別漁獲尾数の推移

2004年に出現した卓越資源は05年に1歳で獲られ、06年には500g内外の2歳で漁獲されている。しかし、06年には0歳、1歳のマサバはほとんどいない。1992年、1996年と同じ乱獲 (過剰漁獲) の繰り返しである。

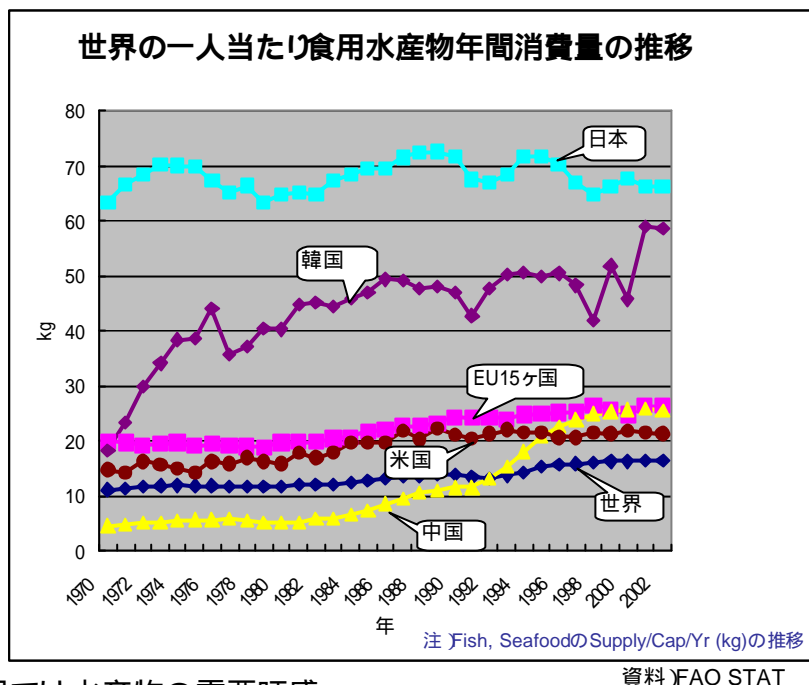
マサバ(太平洋系群)の年齢別漁獲尾数の推移



- 高水準期は0歳～3歳が中心、各年齢魚がみられる
- 近年は未成魚の多獲により0歳・1歳が大半
- 2004年に0歳魚が卓越
- 2005年は1歳魚、2006年は2歳魚が中心
- 2006年の調査では0歳・1歳は激減

資料 14 :世界の 1人あたり食用水産物年間消費量の推移

世界の漁獲量は約 1億トンで頭打ち状態であるが、BSE、鳥インフルエンザ、健康食ブーム、所得の向上などの影響により、世界の魚食への需要が伸びている。一方、日本は需要の減少傾向がみられ、世界とのギャップ、買い負け。



- ・世界では水産物の需要旺盛 (BSE、鳥インフルエンザ発生、健康食ブーム、台湾や中国等の所得増)
- ・日本では水産物需要が減少 (特に若年齢層で魚離れ)
- ・日本と世界の需要にギャップ、日本が魚の買い負け

新規参入を阻む日本の水産業関連法制度

資料 15 :水産資源を共有の財産、所有物と定めている法律などの例
(別添 1の表を参照)

国連海洋法条約 :第 1部 (前文)

・・・国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下並びにその資源が人類の共同の財産 (as well as its resources, are the common heritage of mankind)であり、・・・ (英和对訳 国連海洋法条約 正訳、(株)成山堂書店、1977)

EU共通漁業政策 :序論

・・・漁業資源はわれわれの共有財産の一部である (Fish resources are part of our common heritage .)。・・・ (EUホームページより)

アイスランド漁業管理法 :第 1章 第 1条

開発可能な海洋資源 (marine stocks)は、アイスランド国の共通所有物 (the common property of the Icelandic nation)である。

(アイスランド漁業省ホームページより)

資料 16 :定置網及び養殖業への新規参入における課題

沿岸漁業への新規参入には、定置・区画漁業権の優先順位、水産業協同組合員の資格要件などが大きな障壁となっている。

(別添 2の表を参照)

資料 17 :日本における漁業、漁村をめぐる国民意識の変化の事例

・静岡県大瀬崎ダイビングスポット訴訟 (1980年～2001年)

漁協が340円の潜水料を徴収したことに対する漁協とK氏との係争。

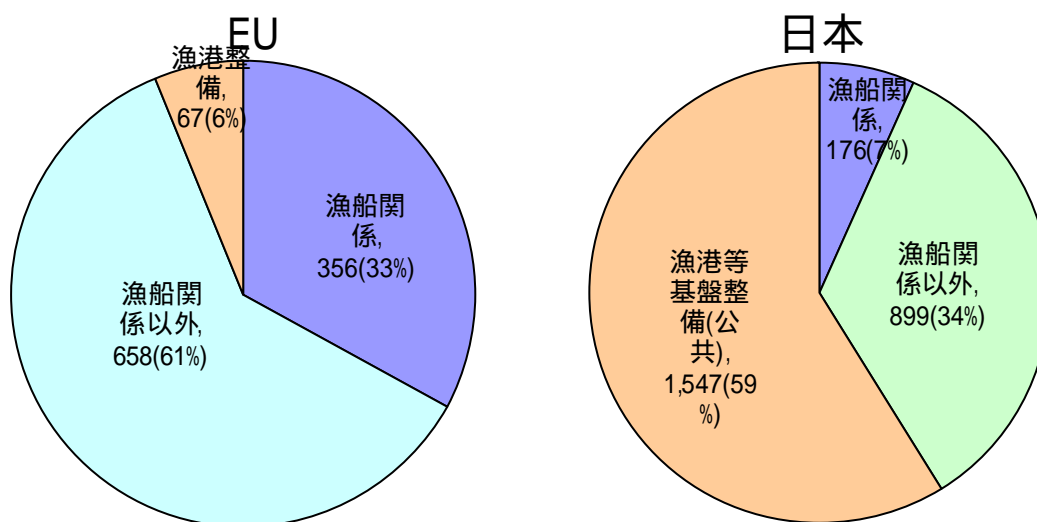
・沖縄県伊良部島ダイビング禁止訴訟 (1997年～係争中)

伊良部町漁協がダイビング業者に漁業権海域でのダイビング全面禁止、損害賠償を求める。

日本の硬直化した水産業予算と遅れた漁業管理

資料 18 :EUと日本の水産予算の比較

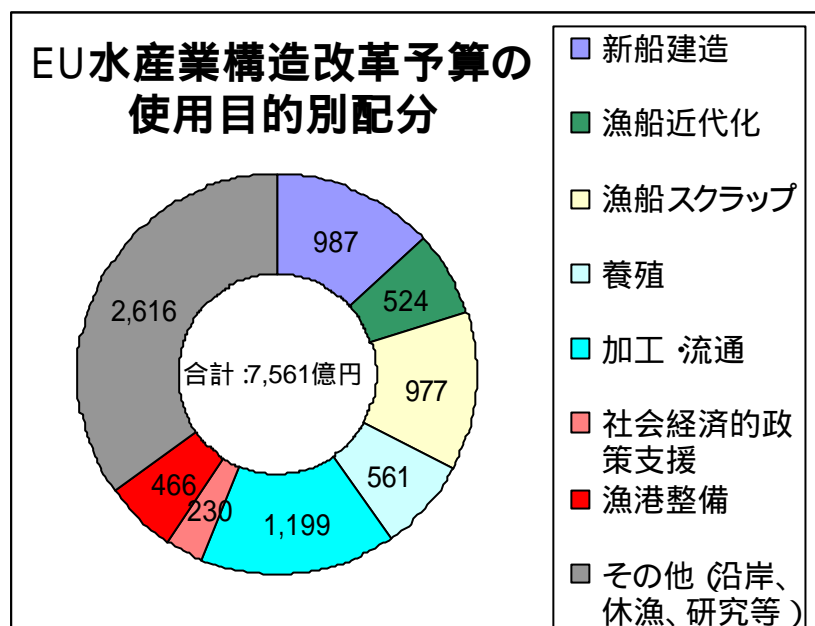
EUと日本の予算内訳の比較から、如何に日本の水産予算が漁港整備などの公共事業に偏重しているかが明らかである。



・EUは2000年～2006年(7年間)の漁業指導財政措置(FFG)と自国の構造改革予算額の合計単年平均(円/Euroの換算額は125円/Euroを使用)。
・EUは2000年～2006年の間に4967億円を投入して漁業基盤整備を完了したが、2007年～2013年にかけて、FFGの強化補完のため、欧州漁業基金5500億円(38億Euro<145円/Euroを使用>)を計上するなど、包括的・戦略的・中長期的・継続的な政策の裏付けとなる予算を拠出。

今村委員・水産庁資料を一部改変し作成

資料 19 : EU水産業構造改革予算の使用目的別配分



EUIは、2000年 - 2006年 (7年間)の漁業指導財政措置 (FIG) と自国の予算額合計円 / Euroの換算額は 125円 / Euroを使用

今村委員資料から作成

資料 20 : 主要国の漁業生産性の比較

日本とノルウェーなどの欧米水産国との生産性を比較すると、資源に見合った適切な漁船数や経営規模の検討が必要である。

主要国の漁業生産性比較

	NZ	チリ	ノルウェー	日本
1トン未満隻数	1,154	9,963	11,400	107,288
1～10トン隻数		3,813		105,806
10～500トン隻数	278	369	554	10,710
500トン以上隻数	77		46	14
漁船隻数計	1,509	14,145	12,000	223,818
漁獲トン数 (千トン)	563	5,326	2,671	4,515
漁業就業者数 (千人)	8	45	14	231
1隻当り漁獲トン数	373	377	223	20
1人当り漁獲トン数	70	118	191	20

: NZ・チリの漁船区分は長さ重量に換算

Source:平成 17年水産統計 (農林水産省統計部) Fish Stat、IFOP、欧州諸国の漁船漁業事業実績調査報告書 (2004年 12月 欧州漁業委員会)

(垣添委員資料を一部改変)

資料 21 :主要国における漁業管理制度の概要

水産業先進国では、TAC制度と共に漁獲量を個別に割り当てる制度を導入して、水産業の建て直しを実行している。

主要国における漁業管理制度の概要

	TAC設定	TAC管理手法		
		IQ方式	ITQ方式	オリンピック方式
アイスランド				
ノルウェー				
イギリス				
スペイン				
ニュージーランド				
オーストラリア				
アメリカ				
日本				

・TAC(Total Allowable Catch:漁獲可能量) 魚種毎に漁獲できる総量を定めることにより資源の維持または回復を図ろうとするもの。この総量は、その年の資源量によって毎年変更される。

・IQ方式 (Individual Quota:個別割当方式) TACを漁業者、漁業団体又は漁船ごとに配分し、分与する方式。

・ITQ方式(Individual Transferable Quota:譲渡可能個別割当方式) IQ方式のうち、分与された該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式。

・オリンピック方式 自由競争の中で関係漁業者の漁獲を認め、漁獲量がTACに達した時点で採捕を停止させる方式。

・ノルウェーではIVQ方式(Individual Vessel Quota:漁船別漁獲割当)

資料 22 :譲渡可能個別漁獲割当 (ITQ)制度の特徴

水産業先進国の漁業管理制度の特徴

ニュージーランドITQ制度

1. 年間総漁獲量を決定
2. 漁業者の漁獲実績比率に基づき各漁業者に漁獲枠を割当
3. 割当は管理水域において該当魚種の年間漁獲権を永久に付与
4. 定められた範囲内で自由に売買、賃借が可能 (一種の財産権融資の担保)
5. 漁業資源は国民の共有からレント料(課徴金)として水揚げ金額の約 15%

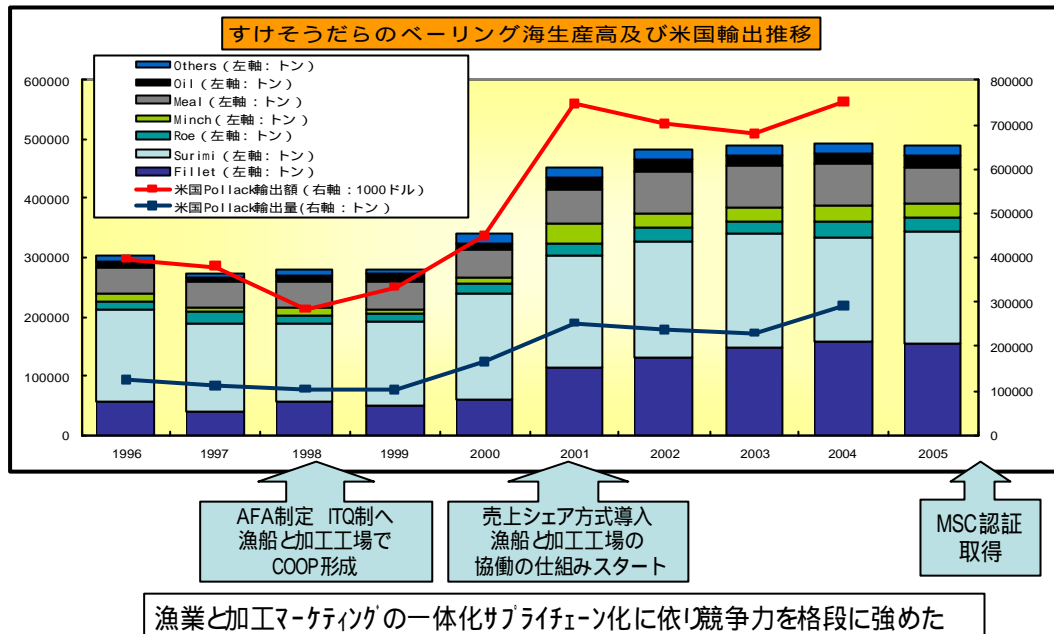
アイスランドIVQ制度

1. 漁獲可能量を決定
2. 漁船毎の恒久的比例配分に基づき重量建てで年間漁獲枠を割当
3. 一定の条件に従って譲渡可能
4. 科学的根拠に基づく資源管理の徹底、取締り・罰金などの強化
5. 天然資源を利用する権利から資源使用料として控除後年間売上高の 38%

資料 23 :米国のスケトウダラ漁業の回復

米国は漁業法の改正により、自国漁業の保護と譲渡可能個別漁獲割当 (ITQ) 制度の導入を行い、資源回復と輸出増加となりスケトウダラ漁業が好転した。

米国のスケソウ漁業 (ベーリング海生産高及び米国輸出)



Source: NMFS & Fish Stat

参考

資料 24 :海洋基本法 (仮称) 案の概要

海洋基本法研究会 とりまとめ資料 (平成 18年 12月 7日)より

1. 本法の目的

海洋環境の保全、海洋の開発・利用、海洋の安全の確保等の海洋の管理について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、海洋の管理に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

2. 海洋政策の基本理念

海洋環境の保全、海洋の安全の確保、持続可能な開発・利用、科学的見地の充実、海洋の総合的管理、国際的協調

3. 国、地方公共団体、事業者、国民の責務

それぞれの主体の責務を定める。

4. 施策の策定等に係る指針

海洋の管理に関する施策の策定及び実施について指針を定める。

5. 海洋基本計画

政府は、海洋の管理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めるものとする。

6. 海洋政策担当大臣の設置

内閣府特命大臣の中から、内閣総理大臣の命により、海洋政策担当大臣を置き、我が国の総合的な海洋政策を推進する。

7. 総合海洋政策会議の設置

海洋基本計画の策定及び海洋の総合的管理に必要な資源の配分の方針等重要事項を調査審議するため、議長を内閣総理大臣、副議長を海洋政策担当大臣、その他議員を内閣官房長官、内閣総理大臣が指定する国務大臣及び学識経験者等とする総合海洋政策会議(仮称)を設置する。

8. その他

その他の、海洋の総合的管理に関する施策を推進するため、所要の規定を整備する。

資料 25 : 漁業法、水産業協同組合法、漁船法の抜粋

漁業法(昭和24年制定、法律第267号)(抜粋)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図ることを目的とする。

(漁業権の定義)

第6条 この法律において「漁業権」とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権をいう。

(組合員の漁業を営む権利)

第8条 漁業協同組合の組合員(漁業者又は漁業従事者であるものに限る。)であって(中略)規則で規定する資格に該当する者は(中略)漁業を営む権利を有する。

(漁業の免許)

第10条 漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に申請してその免許を受けなければならない。

(優先順位)

第15条 漁業の免許は、優先順位によってする。

(漁業権の性質)

第23条 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。

(指定漁業の許可)

第52条 船舶により行う漁業であって政令で定めるもの(以下「指定漁業」という。)を営もうとする者は、船舶ごとに(中略)農林水産大臣の許可を受けなければならない。

水産業協同組合法(昭和23年制定、法律第242号)(抜粋)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、漁民及び水産加工業者の協同組織の発達を促進し、もつてその経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進とを図り、国民経済の発展を期することを目的とする。

(定義)

第 10 条

2 この法律において、「漁民」とは、漁業を営む個人又は漁業を営む者のために水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する個人をいい、(略)。

(組合員たる資格)

第 18 条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 1 当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が 1 年を通じて 90 日から 120 日までの間で定款で定める日数を超える漁民
- 2 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業生産組合
- 3 当該組合の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人(中略) であつて、その常時使用する従業者の数が 300 人以下であり、かつ、その使用する漁船(中略) の合計総トン数が 1500 トンから 3000 トンまでの間で定款で定めるトン数以下であるもの

(加入制限の禁止)

第 25 条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

漁船法(昭和 25 年制定、法律第 178 号)(抜粋)

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、漁船の建造を調整し、漁船の登録及び検査に関する制度を確立し、且つ、漁船に関する試験を行い、もつて漁船の性能の向上を図り、あわせて漁業生産力の合理的発展に資することを目的とする。

用語解説

資料 26 :用語解説

国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約。沿岸国は原則として、領海基線より 200 海里の範囲内の水域(領海を除く) において、排他的経済水域を設定することができ、その水域における主権的権利を行使できる一方、生物資源の保存・管理措置をとる義務を有するなどを規定。我が国は平成 8 (1996) 年に批准。

(出典 : 農林水産省 HP / 農林水産関係用語集)

アジェンダ 21

大気、森林、砂漠化、海洋、資金、技術移転、気候など経済、社会、環境に関する諸

問題への取り組みを示した行動計画。1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（NACED、地球環境サミット、リオ・サミット）で採択された。

（出典：外務省HP / 用語集「持続可能な開発」早わかり）

ヨハネスブルグ実施計画

2002年8月に南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD、ヨハネスブルグ・サミット）にて採択されたアジェンダ21の実施を促進するための取り組みを示した合意文書。第31項目に持続可能な漁業を達成するために、2015年までに資源を最大持続生産量（ABCの項を参照）を産出できる水準に維持または回復させることが定められている。

（出典：外務省HP / 用語集「持続可能な開発」早わかり ほか）

個別漁獲割当制度

漁業管理において、漁獲可能量（TAC）を漁業者、漁業団体または漁船ごとに配分し、分与する方式。分与された該当量を他の漁業者にも譲渡できるように措置する方式が譲渡可能個別漁獲割当（ITQ、Individual Transferable Quota）方式。

（出典：農林水産省HP / 農林水産関係用語集 ほか）

漁獲努力量

漁獲対象物を漁獲するために投入される資本、労働等の投入量。具体的には、漁船の隻数、漁具数、操業回数（日数）等で表す。

（出典：農林水産省HP / 農林水産関係用語集）

無主物

所有者が存在しない動産を、所有の意思をもって占有することにより、その動産の所有権を取得する（民法第239条第1項）。海の魚を漁業権を侵害せずに釣った場合などがその例とされる。

（出典：フリー百科事典「ウィキペディア（Wikipedia）」HP ほか）

漁業権

都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことができる権利。貸し付けの禁止、担保権の設定・実行の制限、移転の制限など自由な処分が禁じられている。

（出典：水産庁「水産基本計画の見直しに関する中間論点整理関係資料集 平成18年8月」）

TAC

漁獲可能量（Total Allowable Catch）の略称。特定の魚種について暦年または漁期年などで定めた1年間を単位として資源の状態や経営事情などを考慮して設定される

漁獲量の上限のこと。我が国では平成 9(1997)年から開始。現在、マイワシ、マアジ、サバ類(マサバ・ゴマサバ)、サンマ、スケトウダラ、ズワイガニ、スルメイカが魚種として指定。

(出典 :水産庁ほか 我が国周辺水域主要魚種の資源評価 平成 17年度版)

ABC

生物学的許容漁獲量(Allowable(または Acceptable)Biological Catch)の略称。ある資源について、現状の環境条件のもとで持続的に達成できる最大の漁獲量(最大持続生産量)を目指す場合に生物学的に最も推奨できる漁獲量。

(出典 :水産庁ほか 我が国周辺水域主要魚種の資源評価 平成 17年度版)

別添1)資料15 :世界各国の水産資源所有権の法的規定

(今村委員資料から作成)

国名 地域	規定内容	原語又は英文表現	出典
USA (米国)	天然資源は、公共信託主義 (Public Trust Doctrine)に基づく公共資産で、個人の所有によるものではなく、政府は被信託者としてその管理の権限と責任を有しているとされている。	The public trust doctrine is a principle of common law that reflects certain political and cultural concepts pertaining to natural resources. Based first on Roman law and then on English common law, the principle asserts that certain resources, such as the air and the water in rivers and oceans, are incapable of private ownership and control. Fish swimming freely in rivers and oceans, by extension, are included in the principle. The government, as trustee, has continuing authority and responsibility for stewardship of the natural resource held in trust for the public.	Programatic Supplemental Environmental Impact Statement for Alaska Groundfish Fisheries by National Oceanic and Atmospheric Administration (NOAA), U.S. Department of Commerce (USDC)
EU (欧州連合)	水産資源は自然の再生・移動可能な資源であり、その再生産と移動は制御できないことから、共有財産とされている。	Fish resources are a natural, renewable and mobile resource whose reproduction and movements are beyond our control. Because fish are a natural and mobile resource they are considered as common property.	About the EU Common Fisheries Policy : Managing common resources
Norway (ノルウェー)	水産資源は国家経済が拠り所としている天然基盤の重要なものであり、その健全な資源管理は富の創造の継続的成長のための前提条件であるとしており、水産資源は重要な国家財産とされている。なお、その恩恵の分配には政治的決定が必要とされている。	Since the fish resources are a valuable national asset, distribution of the benefits must necessarily be a matter of political resolution.	Perspectives on the development of the Norwegian fisheries industry (1997-1998) by the Royal Norwegian Ministry of Fisheries.
Iceland (アイスランド)	アイスランド漁場における開発可能な海洋資源はアイスランドの共通資産とされている。(ITQシステムの導入を決定した1990年漁業管理法冒頭第一章第一条に規定)	The exploitable marine stocks of the Icelandic fishing banks are the common property of the Icelandic nation.	The Fisheries Management Act No.38 of 15th May, 1990 by the Ministry of Fisheries.(漁業管理法)
New Zealand (ニューージーランド)	水産資源は全て国家 (Crown)に所属しクォータ管理制度によりクォータ所有者へITQとして配分されている。なお、未配分のクォータについては国家が所有するとされている。また、水産資源の所有権に関する文章での法律上の規定はない。	There is no specific definition of Marine resources described in law but it is considered that all marine resources are belonging to the Crown.	
Peru (ペルー)	領海及び領土内の水産資源は国家財産とされている。	Son patrimonio de la Nacion, los recursos hidrobiologicos contenidos en aguas jurisdiccionales.	Constitution (憲法)
Brazil (ブラジル)	大陸棚及び排他的経済水域の天然資源は連邦政府の資産とされている。	Art. 20 Sao bens da Uniao : - os recursos naturais da plataforma continental e da zona economica exclusiva.	Constitution Art.20 (憲法第20条)
Suriname (スリナム)	200海里経済水域の海底及び海中における天然資源は、生物・無生物にかかわらずその管理・保護・開発の主権はスリナム共和国が有するものとされている。	In the economic zone, the Republic of Suriname has the sovereign rights for the purpose of the exploration, the preservation and management of the natural resources, living as well as not living on the seabed and in the underground and waters lying above it.	Sea and Fishery Decree 1980 Art.4(1980年海洋・漁業法)
Equador (エクアドル)	領海内、汽水域、河川、湖、天然及び人工の運河に存在する水産資源は国家の資産であり、その節度ある利用は国家によりその利益のため規定・規制されている。	Los recursos bioacuaticos existentes en el mar territorial, en aguas maritimas interiores, en los rios, en los lagos o canales naturales y artificiales, son bienes nacionales cuyo racional aprovechamiento sera regulado y controlado por el Estado de Acuerdo a sus intereses.	Constitution (憲法)
Philippine (フィリピン)	公共用地・水・鉱物・石油・電力・漁業・森林・動植物等全ての天然資源は国家により所有されるものとされている。なお、水産物を含む領海・排他的経済水域の海洋資源開発はフィリピン国民に限定されている。	All lands of the public domain, waters, minerals, coral, petroleum, and other mineral oils, all forces of potential energy, fisheries, forests or timber, wildlife, flora and fauna, and natural resources are owned by the State.	Constitution Section 2 Art. (憲法第2部第120条)
South Africa (南アフリカ)	水産資源は国家資産として考えられその持続的な活用のため、政府は適切な保護・開発政策を実施するとされている。なお、2005年には長期的な漁業権が発給された。また、水産資源の所有権に関する文章での法律上の規定はない。	There is no specific definition of Marine resources described in law but in Fishshing Indusy Handbook mentions that "In South Africa's fisheries policy, marine fisheries resources are defined as a national asset to be exploited on a sustainable basis. "	
Namibia (ナミビア)	排他的経済水域の海洋資源の開発の主権はナミビア政府に所属するものとされている。	The exclusive economic zone, marine resources shall be subject to the sovereign rights of Namibia with their exploration and exploitation.	Sea Fisheries Act, 1992 (1992年漁業法)
Mozambique (モザンビーク)	国土の土中・地表、湖水・河川、領海、大陸棚及び排他的経済水域の天然資源は国家所有とされている。	Os recursos naturais no solo e no subsolo, nas aguas interiores, no mar territorial, na plataforma continental e na zona economica exclusiva sao propriedade do Estdo.	Constitution Art. 98(憲法第98条)

別添2資料16:定置網(定置漁業)及び養殖業(区画漁業)への新規参入における課題

	定置網(定置漁業)	養殖業(区画漁業)
<p>漁業権の種類 (漁業法第6・8条)</p> <p>漁業権者 (漁業法第10・11条)</p> <p>漁業権行使者 (漁業法第10・11条)</p> <p>免許の優先順位 (漁業法第15～19条)</p> <p>組合員の資格要件 (水協法第18条)</p>	<p>定置漁業権</p> <p>漁業を営む個人又は法人</p> <p>漁業を営む個人又は法人</p> <p>第1位 地元地区に居住する漁民の7割以上を構成員とする漁協、漁民会社又は網組等の人格なき社団 第2位 漁業生産組合及びこれと同様の経営組織の漁民会社又は人格なき社団 第3位 普通の個人、法人</p> <p>県知事が漁業者に直接免許するので必ずしも経営者が組合員である必要はない。</p>	<p>特定区画漁業権</p> <p>漁業協同組合 (特定区画漁業権は県知事が漁協に免許し、漁協が組合員に免許を行使する。)</p> <p>漁業協同組合の組合員</p> <p>第1位 漁協自営 第2位 漁民の7割以上を構成員とする漁民会社、漁業生産組合 第3位 普通の個人、法人</p> <p>(特定区画漁業権の行使は漁協の組合員であることが条件) 組合の地区内に住所を有し、1年を通じて90日から120日までの間で定款に定める日数を超えて漁業を営む者 組合の地区内に住所又は事業所を有する漁業を営む漁業生産組合 組合の地区内に住所又は事業所を有する法人であって、その常時使用する従業員の数が300人以下であり、かつ、その使用する船舶の合計総トン数が1500トン以下である者</p>
<p>新規参入の課題</p>	<p>企業、資本の免許優先順位が低い。現状は、地元漁協あるいは地元漁業者の任意団体との共有免許、共同事業として漁業権を確保している。 免許に定める前面水域の排他的権利は認められるが、「公益適合性」の観点から大資本の単独操業や水面専用に對する地元漁民の承認は困難。現状は、地元漁協等との共同事業で運営し、利益の一部を地元に戻元している。 定置漁業は初期投資が大きく、地元地区内の資金では漁場の高度利用はできないが、免許優先順位を背景とした地元漁民の入漁料要求が定置網漁業の維持、発展を阻害しているケースがある。 免許の適格性を見直しや実績、経営能力のある者などの優先順位を上げ、事業基盤を明確にして設備投資を促せば、操業効率の向上、経営改善で雇用確保、地域経済の活性化などが期待できる。</p>	<p>漁協組合員の資格要件を超える事業規模の企業は組合員になれず、特定区画漁業権の行使ができない。現状は、企業が別法人を立ち上げ、別法人が組合員資格を取得して、免許を行使している。 漁協統合などを契機にして、組合員の資格要件や適格性を大幅に緩和し、実績と経営能力のある経営体、企業を沿岸漁業に導入すれば、雇用の確保、漁村や地域経済の活性化につながる。</p>